

事務連絡
平成24年3月27日

各保険医療機関
開設者様

厚生労働省
北海道厚生局医療課長

診療報酬算定上の留意事項通知に規定する画像診断管理加算1、2に係る専ら画像診断を担当する医師の届出について（注意喚起）

標記については、従来「専ら画像診断を担当する医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するものに限る。（以下省略））」とされていましたが、今般「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月5日保医発0305第1号）において、「専ら画像診断を担当する医師（地方厚生局長等に届け出た、専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するものに限る。（以下省略））」とされ、今後は担当する医師に追加、変更があった場合には、都度届出を行わなければ、当該加算を算定することができなくなります。

つきましては、過去に届け出た医師が異動等により追加、変更となっている場合は、画像診断管理加算1、2に係る施設基準の届出が必要となりますので、平成24年4月16日（月）までに、ご提出いただきますようお願いいたします。

照会先 北海道厚生局 医療課
TEL：011-796-5105
FAX：011-796-5133